

令和6年第2回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和6年2月26日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和6年第2回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和6年2月26日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和6年2月26日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和6年2月26日 午前10時40分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	○		松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
出席数8名							
会議録署名委員	1番	吉ヶ崎 弘一		2番	松留 立美		
出席した事務局職員	局長, 次長	上野 勝志 駿河崎 哲郎		書記	宮之前 博一・出水翔太 若松 雄一・児玉 隆男		
会議 に付 した 事項	日程第1	議案第8号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について				
	日程第2	議案第9号	農地中間管理事業農用地利用集積計画について				
	日程第3	議案第10号	農用地利用集積等促進計画案についての意見について				
	日程第4	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	日程第5	議案第12号	農地法第3条許可指令書の取り下げについて				
	日程第6	議案第13号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				
	日程第7	議案第14号	農地のあっせん委員の選任について				
	日程第8	議案第15号	令和6年度農作業の標準賃金について				

開会 午前10時00分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者16名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和6年第2回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、1番吉ヶ崎委員と、2番松留立美委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃借の合意解約が2件7筆ありました。

つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（大村）

それでは日程第1議案第8号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が4件、賃借権が9件、使用賃借権が3件となっております。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料1ページをご覧ください。

所有権移転の7番、譲渡人は川西の有留優子さん、譲受人は川西の村吉俊廣さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

続いて8番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

資料2ページをお開き下さい。

続いて9番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申

請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

続いて 10 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による所有権の移転でございます。

資料 3 ページをお開き下さい。

賃借権設定の 11 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が松倉信雄さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 12 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 4 ページをお開き下さい。

次に 13 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 14 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 5 ページをお開き下さい。

次に 15 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 16 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 6 ページをお開き下さい。

次に 17 番、貸人は東京都の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 18 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 7 ページをお開き下さい。

次に 19 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 8 ページをお開き下さい。

使用貸借権設定の 20 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 21 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 9 ページをお開き下さい。

次に 22 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第8号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第9号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料10ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が1件5筆、面積10,017㎡となっており、鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第9号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第10号農用地利用集積等促進計画案についての意見について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。

改正基盤法の施行に伴い、農地中間管理事業の事務手続きについて、これま

で契約開始期の前月の総会で決定されていましたが、令和6年5月1日契約開始分より鹿児島県地域振興公社に農地課から契約書を提出する前に農業委員会の総会で意見を聴くこととなったため、今後は契約開始期の3ヶ月前の総会に諮ることになりました。

今回、農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が1件、使用貸借権が1件あります。

それでは資料の11ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸出者は〇〇さん、耕作者は〇〇さん、10年間の契約であり鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

続いて資料の12ページをご覧ください

使用貸借権の1番、貸出者は〇〇さん、耕作者は〇〇さん、10年間の契約であり鹿児島県農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3議案10号農用地利用集積等促進計画案についての意見について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料 13 ページをお開きください。

所有権移転の 4 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第 4 議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 5 議案第 12 号農地法第 3 条許可指令書の取り下げについて議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。資料 14 ページをご覧ください。

本件は令和 4 年 12 月総会において、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへ、農地法第 3 条による所有権移転の許可をしたものですが資料に記載の理由により、許可の取り下げが求められているものであります。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第5議案第12号農地法第3条許可指令書の取り下げについては承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第6議案第13号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定の申請が2件、使用貸借権設定が1件あります。

それでは、資料15ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員よろしくお願ひします。

（松留立美委員調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和6年2月20日 火曜日に、転用に係る現地調査を私と松留和江委員、事務局2名の計4名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇さん、地権者の〇〇さんが出席されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用については自己資金により賄う予定であるとのこと。

転用する面積は川東2311番1 外2筆で2,803㎡になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、資料 16 ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員よろしくお願ひします。

（松留和江委員調査報告）

「それでは報告させていただきます。」

令和 6 年 2 月 20 日 火曜日に、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

また、関係者として申請人の〇〇さんが出席されました。また、地権者からは委任状が提出されました。

申請地は農地区分としましては、農用地区域外農地に該当しますが、農地の広がりがあることから、第 1 種農地に該当するものと思われま

す。第 1 種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用については自己資金により賄う予定であるとのこと。

転用する面積は川東 4884 番 133 外 4 筆で 1,753 m²になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

次に、資料 17 ページの〇〇さんからの転用申請について質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしておりますが、本申請については令和 4 年第 8 回定例総会において農用地区域からの除外を申請した際に現地調査の報告は行われていますので、今回は報告を省略させていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

よって日程第 6 議案第 13 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 7 議案第 14 号の農地のあっせん委員の選任について議題といたします。

今回は賃借を求める申出が 1 件あります。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたい

と思います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任の声あり」)

議長 (大村)

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

(事務局出水説明)

議長 (大村)

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては櫻木委員と松元委員を指名いたします。委員長は櫻木委員にお願いしたいと思います。

よって、日程 7 議案第 14 号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長 (大村)

次に、日程第 8 議案第 15 号令和 6 年度農作業の標準賃金について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (出水)

それでは、説明いたします。20 ページをお開きください。

令和 6 年度農作業の標準賃金策定に当たり、資料に基づいてご説明いたします。

まず 10 a 当たりの請負作業賃金につきましては、前年度と変更はありません。

次に農作業の日雇賃金については、鹿児島県の最低賃金が 897 円となっており、8 時間労働として日額 7,176 円となっております。

次に、東串良町賃借料情報でございますが、水田の場合、令和 5 年 1 月から 12 月までの 10 アール当たり平均額が 13,300 円、最高額が 20,000 円で、最低額が 4,400 円となっております。

また普通畑の場合、令和 5 年 1 月から 12 月までの 10 アール当たり平均額が 11,100 円、最高額が 15,000 円で、最低額が 5,000 円となっております。

なお、賃借料については、ハウス等の特別な条件での賃借は除いて算出してあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

よって、日程第 8 議案第 15 号令和 6 年度農作業の標準賃金については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

その他に入りたいと思います。
協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※ 3 月

現地調査：19 日（火）

定例総会：25 日（月）

申請締切：2 月 29 日（木）※3 月定例総会分

議長（大村）

ほかにございませんか。
なければ、本会議に返します。
以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 6 年第 2 回定例総会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 40 分